

鹿島市告示第19号

住民票の写し等の時間外交付事務および火葬予約受付、火葬許可書交付にかかる手数料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定による歳入の徴収事務について、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

鹿島市長 樋口 久俊

委託事項 住民票の写し等の時間外交付事務および火葬予約受付、火葬許可書交付にかかる手数料の徴収事務

委託先 鹿島市大字納富分3209番地2  
公益社団法人 鹿島市シルバー人材センター

委託期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日